

田野畑村下水道事業経営戦略

団 体 名 : 田野畑村

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

| 供用開始年度 (供用開始後年数) | 平成19年度 (供用開始後9年経過) | 法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分 | 法非適用 |
|-----------------------|---|----------------------------|------|
| 処理区域内人口密度 | 15.0人/ha | 流域下水道等への 接 続 の 有 無 | 無 |
| 処 理 区 数 | 1区(田野畑処理区) | | |
| 処 理 場 数 | 1箇所(田野畑浄化センター) | | |
| 広域化・共同化・最適化 実施状況*1 | 広域化・・・脱水汚泥の混焼処理を実施 共同化・・・無し 最適化・・・アクションプラン策定を平成28年12月に完了した。 | | |

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

| | | | | | |
|---|--|---------|---|--------|---------|
| 一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 一般汚水(1ヶ月あたり)10m ³ 以下1,620円、1m ³ を増すごとに194円 | | | | |
| 業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 上記に準ずる(区分なし) | | | | |
| その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 上記に準ずる(区分なし) | | | | |
| 条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 平成25年度 | 3,465 円 | 実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 平成25年度 | 3,648 円 |
| | 平成26年度 | 3,560 円 | | 平成26年度 | 3,901 円 |
| | 平成27年度 | 3,560 円 | | 平成27年度 | 3,976 円 |

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

| | |
|--------|--|
| 職 員 数 | 1名(担当者) |
| 事業運営組織 | 建設第一課 ———— 道路・上下水道班 ———— 道路 └───┬───┘ └───┘ 上下水道 (担当者1名) |

(2) 民間活力の活用等

| | | |
|---------|---------------------------------|-----------------------------|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | 浄化センター及びマンホールポンプの維持管理の一部を委託 |
| | イ 指定管理者制度 | なし |
| | ウ PPP・PFI | なし |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4 | なし |
| | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5 | なし |

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

経営比較分析表

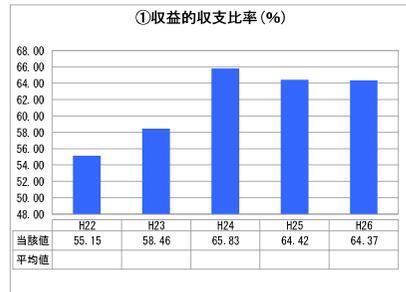
岩手県 田野畑村

| 業務名 | 業種名 | 事業名 | 類似団体区分 | |
|-----------|-------------|-------------|--------|--------------------------------|
| 法非適用 | 下水道事業 | 特定環境保全公共下水道 | D3 | |
| 資金不足比率(%) | 自己資本構成比率(%) | 普及率(%) | 有収率(%) | 1か月20㎡ ³ 当たり家庭料金(円) |
| - | 該当数値なし | 12.95 | 91.74 | 3,560 |

| 人口(人) | 面積(km ²) | 人口密度(人/km ²) |
|------------|--------------------------|-------------------------------|
| 3,675 | 156.19 | 23.53 |
| 処理区域内人口(人) | 処理区域面積(km ²) | 処理区域内人口密度(人/km ²) |
| 475 | 0.32 | 1,484.38 |

| グラフ凡例 | |
|-------|--------------|
| ■ | 当該団体値(当該値) |
| — | 類似団体平均値(平均値) |
| [] | 平成26年度全国平均 |

1. 経営の健全性・効率性



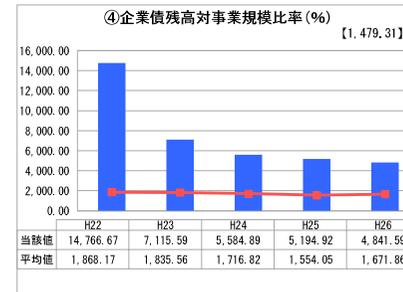
「単年度の収支」



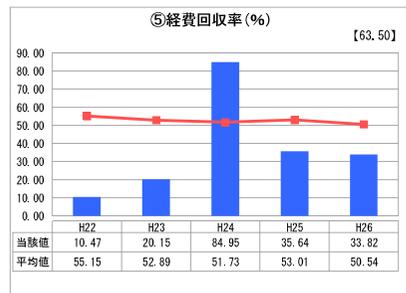
「累積欠損」



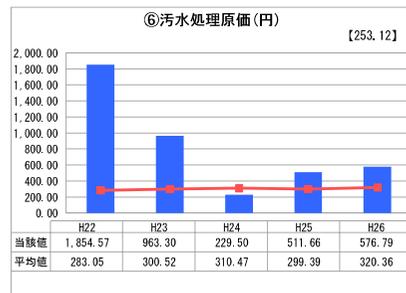
「支払能力」



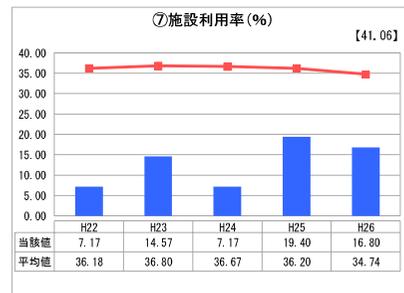
「債務残高」



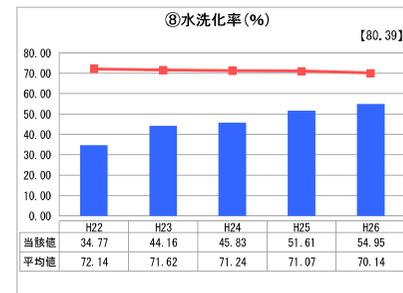
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

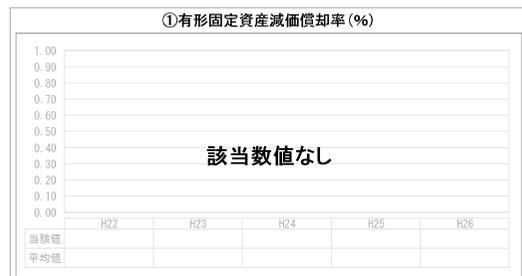


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

維持管理費支出が歳入に比べて多く、不足分は一般会計繰入金で補っている状況である。過疎化が進んでいる本村においても、歳入確保が課題である。

2. 老朽化の状況について

比較的新しい施設なので現在長寿命化策定までは至っていないが、今後の検討課題である。

全体総括

歳入の確保、維持費の効率化を図ることが必要であるが、水洗化率、収支も100%未満であるが右肩上がりに推移しており、経営改善に向けた取組が成果を上げていると言える。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

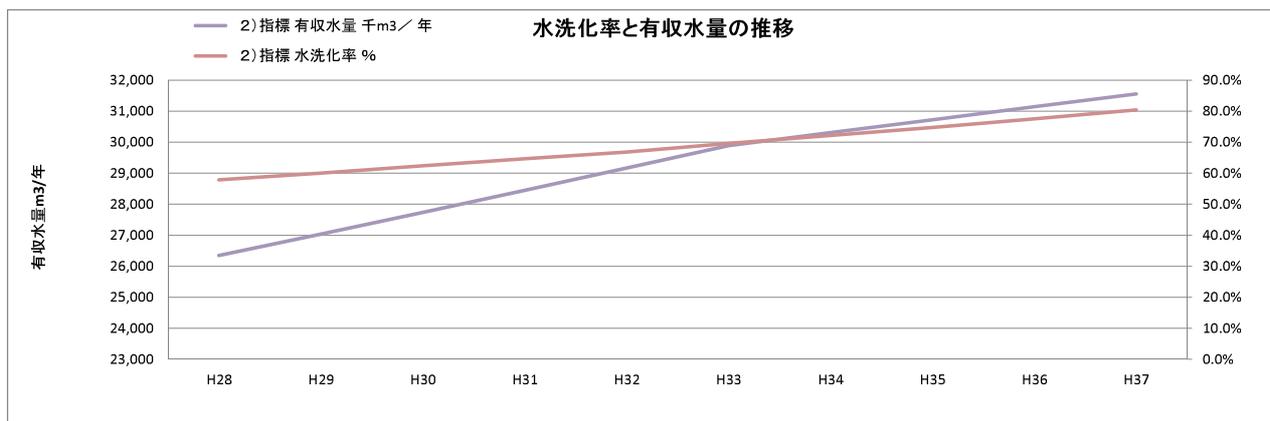
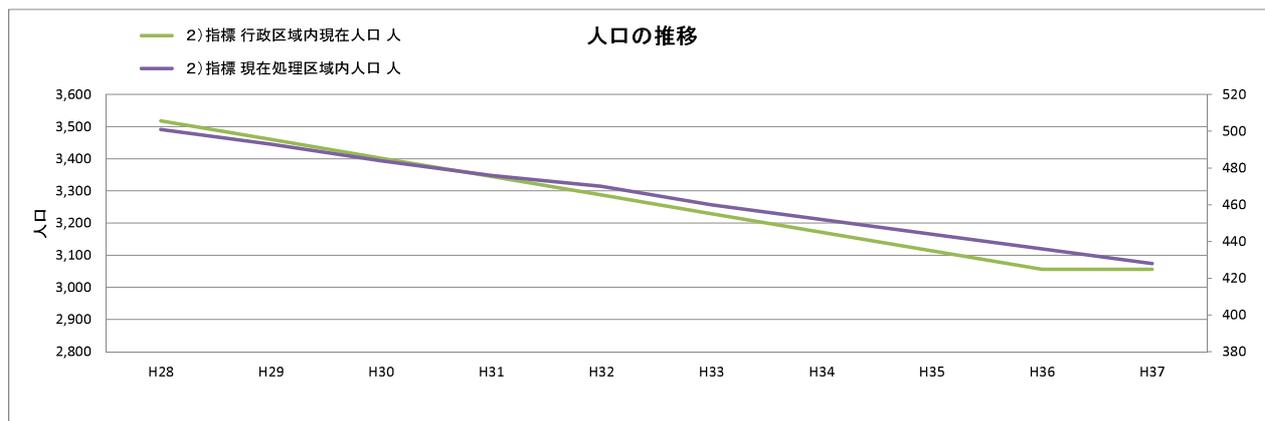
※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

本処理施設は、田野畑村特定環境保全公共下水道(田野畑処理区)として、平成10年度に全体計画が策定され、平成11年11月9日に当初認可を取得、平成19年度までに処理場並びに管きょ施設の32haまでの整備が完了し、一部供用開始しているところです。
 今般、下水道事業の早期概成の実現を図るため、アクションプラン(事業効率化計画)を策定し、全体計画区域の面積を45haから32haに縮小することで、事業の効率化を図り、本処理区の健全な発展と公衆衛生の向上、白幡川を始めとする公共用水域の水質保全を図っていきます。

■水洗化の促進

管渠整備は、既に概成迎えていることから、各世帯に向けて水洗便所改造を目的とした補助金を交付し水洗化促進を図っています。しかし有収水量については、行政人口の減少に比例して水洗化人口の減少、村民の節水意識の高まりや節水器具の普及に伴い、大幅な増加は見込めない状況です。また、大口の利用者については、社会情勢や景気に影響されるところもあり、その動向も注視していく必要があります。



3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たったの説明

① 収支計画のうち投資についての説明

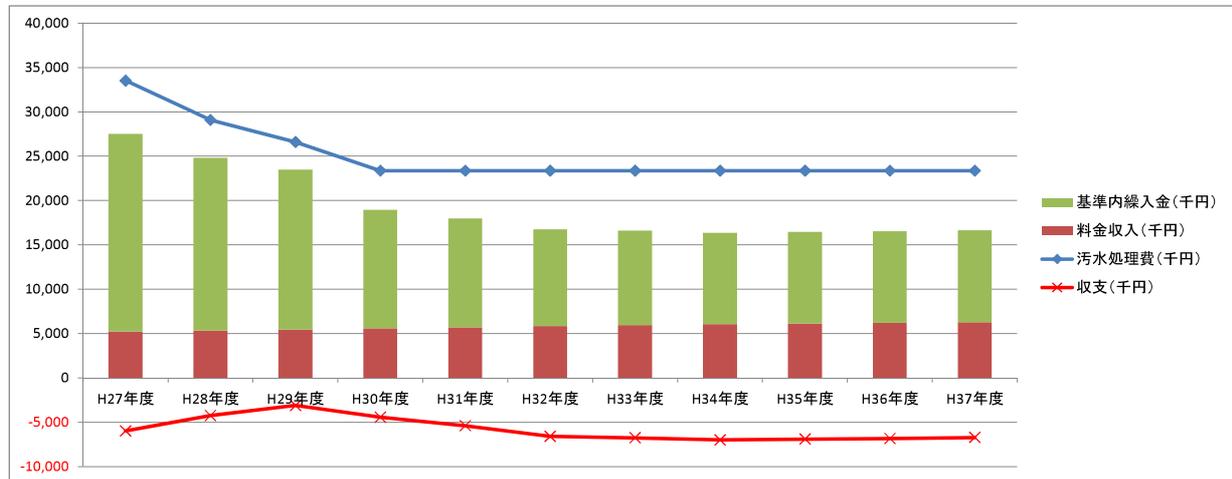
| |
|--|
| <p>■公共下水道事業の現状把握と将来予測</p> <p>① 管渠・処理場等の更新について</p> <p>1) 管きよ(耐用年数50年)…供用開始から9年経過しており、老朽化率は今後10年間の本計画期間中における大規模な更新工事等は発生しない見込みです。</p> <p>2) マンホールポンプ、処理場機電設備等(耐用年数15～25年)…供用開始から9年経過しており、本計画期間中における大規模な更新工事等は発生しない見込みです。</p> <p>ただし、機器設備類は、その性質上、運転時間等によって耐用年数より故障が生じやすいことから、より細やかなメンテナンスの必要があります。</p> <p>② 普及率、水洗化の状況</p> <p>本村では、効率的な汚水処理計画見直しにより、平成27年度からアクションプランの策定に着手しており、平成28年12月に完了。このアクションプランにより概成を迎えた現処理区域内を最適な整備区域とし、長期的にも持続可能な下水道事業の経営基盤の強化を図ることとしています。このため、計画面積を当初の45haから32haに規模を縮小するもので、今後の新規整備区域はなく、普及率は100%で推移します。本村の平成26年度末時点での水洗化率は、54.9%であり、近隣市町村、全県内と比較して低水準です。</p> <p>■投資計画</p> <p>水洗化率の向上を図るため、汲取り世帯が水洗トイレに改造する際に、1件あたり20万円の補助金を交付する「田野畑村公共下水道等接続水洗化事業」を継続して実施していきます。</p> |
|--|

② 収支計画のうち財源についての説明

| |
|---|
| <p>■水洗化状況と有収水量の推移</p> <p>施設の概成を迎えた今、近隣自治体・全県平均以上の水洗化率の向上を目指す必要があります。本村は、水洗化率は年々僅かではありますが向上しており、6人/年の加入を見込むことで、今後10年間で全県水準以上の80.4%の水洗化率を達成できる一方で、行政人口の減少に比例して水洗化人口の減少、村民の節水意識の高まりや節水器具の普及に伴い、大幅な増加は見込めない状況です。このことから、有収水量の伸び率は、今後10年で上昇率2.7%～1.3%へ収束すると推測されます。</p> |
|---|

| |
|---|
| <p>■財政状況</p> <p>本村の下水道事業は、過疎の影響を受け、水洗化率向上を図った上でも水洗化人口は減少の一途をたどり、基礎的財政収支を推計した下記グラフに示すとおり、赤字が継続していくことから、使用料収入などの営業収益だけでは維持管理費等の営業費用を賄う事が出来ず、一般会計からの繰入金を余儀なくされています。</p> |
|---|

○プライマリーバランスを示した表



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

| |
|---|
| <p>維持管理費用(汚水処理費から起債償還額を引いたもの)の主なものとして、人件費、動力費、修繕費があるが、人件費については、人員1名であって、他業務も兼務している状況に有り、これ以上の削減は見込めない。動力費については、運転の方法等を工夫し、削減に努めるも、適正な水質を確保するためには、これ以上の削減は困難である。修繕費については、供用開始間もない施設であり、年間10万円未満の修繕費となっており、削減の対象としていない。</p> |
|---|

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

| | |
|------------------------------|--|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | 浄化センターから引き抜いた脱水汚泥の混焼処分についてのみ広域行政組合において実施している。 |
| 投資の平準化に関する事項 | 効率的な汚水処理計画の見直しにより、施設の概成を図ったことから、計画期間内の大規模な投資は発生しない見込みである。 |
| 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど) | 浄化センター及びマンホールポンプの維持管理を継続して委託する。 |
| その他の取組 | 水洗化率と水洗加入人口の向上を図るため、供用開始エリア内の汲取り便所世帯が水洗トイレに改造する費用に対して20万円の補助金を交付する取組を継続して実施する。 |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|--|
| 使用料の見直しに関する事項 | 下水道使用料収入については、維持管理費の全部と資本費の基準内繰入額を除いた額(汚水処理費)を賄える事が望ましいとされていますが、前述のとおり現在の料金体系のままでは赤字が推移する厳しい経営が続く見込みである。 下水道事業経営の原則は、独立採算性であることを考えたとき、この汚水処理費を賄うには、下水道使用料の改定を検討せざるを得ない状況で、具体的には、3年後までに現在の料金設定の2.8倍(1tあたり500円)まで引き上げが必要であるが、現実的な金額ではなく無理がある。(※参考資料1～3参照) 料金改定は、簡易水道事業、集落排水事業、近隣市町村との整合を取りつつ、黒字化は無理でも、少しでも赤字を減らせるよう、慎重に進める必要がある。(※参考資料4参照) |
| 資産活用による収入増加の取組について | なし |
| その他の取組 | 少しでも赤字を減らすため、水洗化率の向上を図り、有収水量の増加、料金滞納者の減少を図りたい。 |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--|---|
| 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | PPPやPPEの導入は無いが、委託可能なものは委託する方針である。 |
| 職員給与費に関する事項 | 独自での見直しは不可。人員削減も限界にある。 |
| 動力費に関する事項 | 単価の増減はあると予想されるが、過去3年の平均値を現状値とし、今後10年間は現状維持を見込む。 |
| 薬品費に関する事項 | 単価の増減はあると予想されるが、過去3年の平均値を現状値とし、今後10年間は現状維持を見込む。 |
| 修繕費に関する事項 | 単価の増減はあると予想されるが、過去3年の平均値を現状値とし、今後10年間は現状維持を見込む。 |
| 委託費に関する事項 | 単価の増減はあると予想されるが、過去3年の平均値を現状値とし、今後10年間は現状維持を見込む。 |
| その他の取組 | 過去3年の平均値を現状値とし、今後10年間は現状維持を見込む。 |

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

| | |
|---------------------|--|
| 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 | 毎年、計画値と現状を比較し、検証を行う。 なお、更新は、5年後を予定している。 |
|---------------------|--|